

令和 7 年度香芝市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）」第 9 条の規定に基づき、毎年度、障害者の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、市内の障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、市の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる施設等

本市において調達の対象となる施設は、次のとおり、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

※ 調達先の分類・・・別紙参照

- (2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号。）の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

※ 重度障害者多数雇用事業の要件

①障害者の雇用数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

調達の推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品類（弁当、菓子、パン等）
- ・ 印刷物類（報告書、広報紙、リーフレット、チラシ、封筒、名刺等）
- ・ 日用品類（被服、旗類等）
- ・ 農作物類（花苗、野菜苗、プランター等）
- ・ 普及・啓発用品類
- ・ その他施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・ 資源回収作業
- ・ 施設・公園等の除草・清掃作業
- ・ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
- ・ クリーニング
- ・ その他施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を決定の上、実施する。
- (2) 施設等から提供可能な物品等を円滑に行えるように、当該施設等からの情報をもとに、調達の推進のために必要な情報提供を行うものとする。
- (3) 施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を所管課において十分に検討する。また、施設等からの調達が可能となるように余裕を持った履行期限の設定や発注量を考慮する。

(4) 新たに物品等の調達が生じた場合には、施設等からの調達の可能性を十分検討し、物品等の推進を図るものとする。

(5) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本市における施設等からの物品等の調達推進方針を作成又は見直したときは、市ホームページ等で公表する。

(2) 調達実績については、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

8 調達の目標

令和7年度調達目標は令和6年度実績を上回る額とし次のとおり設定する。

目標額 2, 000千円

(内訳)

・ 物品 1, 000千円

・ 役務 1, 000千円

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

別紙

(調達先の分類)

a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等の就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等に就職を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作活動また生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。